

育成馬預託契約書

育成馬所有者 _____ (以下甲という) と受託者 _____

(以下乙という) とは下記表示の育成馬 (以下本件育成馬という) の預託契約を締結し、その証として本書を2通作成し、各々1通宛所持する。

育成馬の表示

馬名	品種	性	毛色	生年月日	血統	摘要
	サラ				父	
					母	

(契約の目的)

第1条 甲は、本件育成馬の飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(預託期間)

第2条 預託期間は 年 月 日から1ヶ月間とする。

2 前項の預託期間満了までに甲または乙が更新拒絶の意思表示のないときは、同一の条件で更新されたものとする。

(預託期間内の解約)

第3条 甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解約できない。

2 やむを得ない事由があるときは、10日間の猶予期間をもって解約の申し入れをすることができる。

(基本預託料等)

第4条 甲と乙は、本件育成馬の基本預託料 (消費税別途) を下記記載のとおり合意し、甲は乙に対し、基本預託料と甲負担の削蹄費、駆虫費、予防接種料、治療費、血統登録料およびその他の甲と乙が合意した特別料金につき当月分を翌月末日限り下記乙の口座に振込んで支払う。

	当 歳	1 歳	2 歳
基 本 預 託 料	月から	1月から 月まで	1月から 月まで
	日額 円	日額 円	日額 円
		月から 月まで	月から 月まで
		日額 円	日額 円
		月から 月まで	
		日額 円	

振込口座の表示

金融機関名 _____ 支店名 _____
 口座 No. _____ 口座名 _____

- 2 乙は甲に対し、当月分の基本預託料および特別料金の明細を記載した請求書を翌月 日までに送付する。
- 3 乙は、甲が基本預託料等の支払いを怠りその額が 円に達したときは、甲に対し代物弁済完結の意思表示を行い、本件育成馬の所有権を取得することができる。
- 4 乙は、前項の代物弁済完結の意思表示により取得した本件育成馬を第三者に売却し、その代金から売却に要した費用、未払基本預託料等およびこれに対する各支払期日の翌日から売却の日まで年5分の割合による遅延損害金を控除し、残余があればこれを速やかに甲に返還する。

(本件育成馬の受渡等)

- 第 5 条 本件育成馬の預託を受け入れるとき、および本契約終了により引き渡すときは乙の牧場で行う。
- 2 甲と乙は、前項の受け入れと引き渡しを両者立会いで行う。

(乙の注意義務)

- 第 6 条 乙は、本件育成馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。
- 2 乙は、第 10 条の解除後に生じた疾病、事故等に関しては、乙に故意または重大な過失があったときに限りその責を負う。

(事故等の報告)

第 7 条 乙は、本件育成馬に疾病（含む法定伝染病）、事故等（悪癖を含む）が生じた場合は直ちに甲に報告し、獣医師の診断書の必要があるものは送付する。

2 乙は、疾病または事故等がその責に帰する事由によって発生した場合でなければその責を負わない。

(損害保険)

第 8 条 甲は、本件育成馬の死亡等による損害を填補するため、育成馬保険に加入する。

(育成施設の利用等)

第 9 条 甲の希望により、本件育成馬が乙の牧場以外の育成・調教施設を利用する場合は、輸送費を含めた諸費用は甲の負担とする。

2 育成・調教施設において生じた事故、疾病に対しては、それらが乙の責任に帰する事由によって発生した場合でなければ、乙はその責任を負わない。

(契約の解除)

第 10 条 甲、乙いずれかが本契約の条項に違背したときは、相手方は何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

2 甲の債務不履行によって本契約が解除されたときは、甲は乙に対し、解除の日の翌日から本件育成馬引取の日まで、特別料金のほか基本預託料の倍額を違約金として支払う。

(管轄裁判所)

第 11 条 甲と乙は、本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、札幌地方裁判所を管轄裁判所とすることに予め合意する。

年 月 日

甲 委託者 住所 _____
氏名 _____ (印)
TEL _____

乙 受託者 住所 _____
氏名 _____ (印)
TEL _____